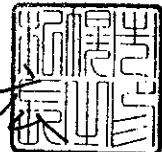


札幌市障がい者等に対する交通費助成規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月26日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第21号

札幌市障がい者等に対する交通費助成規則の一部を改正する規則

札幌市障がい者等に対する交通費助成規則（昭和56年規則第41号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第7号を次のように改める。

(7) 市営交通機関等 次に掲げるものをいう。

ア 札幌市が経営する高速電車

イ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第10条第2項に規定する軌道運送事業を実施する者（以下「軌道運送事業者」という。）が経営する電車

ウ ジェイ・アール北海道バス株式会社、北海道中央バス株式会社、株式会社じょうてつ、夕張鉄道株式会社及び札幌ばんけい株式会社が経営する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業において運行する自動車（以下「民営乗合自動車」という。）

エ 道路運送法第21条第2号の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者（同法第9条の2第1項の一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）又は一般乗用旅客自動車運送事業者（同法第9条の3第1項の一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）であつて保健福祉局長が別に定めるものが乗合旅客の運送のために運行する自動車（以下「乗合運送許可自動車」という。）

(2) 第2条第12号中「夕張鉄道株式会社」を「民営乗合自動車（夕張鉄道株

式会社」に、「経営する一般乗合自動車」を「運行する自動車に限る。」及び「乗合運送許可自動車」に改め、同条第13号中「(昭和26年法律第183号)」を削る。

(3) 第7条第2項を次のように改める。

2 福祉乗車証の使用方法については、この規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる規定に規定する市営交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める者が定めるところによるものとする。

- (1) 第2条第7号ア 交通事業管理者
- (2) 第2条第7号イ 当該軌道運送事業者
- (3) 第2条第7号ウ 当該民営乗合自動車を運行する株式会社
- (4) 第2条第7号エ 当該乗合運送許可自動車を運行する一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者

(4) 第11条を次のように改める。

(助成対象ICカードの使用方法)

第11条 第7条第2項(第4号を除く。)の規定は、助成対象ICカードの使用方法について準用する。

(5) 第12条第5項中「経営する一般乗合自動車」を「運行する自動車並びに乗合運送許可自動車」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。